

国の審議会等における女性委員の登用の促進について (男女共同参画推進本部決定)

1 概要

国の審議会等委員への女性の参画の拡大については、女性委員の割合が30.9%となり、今年度末までの目標(30%)を既に達成した。男女共同参画基本計画(第2次)においても新目標設定の検討が盛り込まれており、新たな目標設定が必要。

(1) 基本的考え方

国の政策・方針決定過程への多様な視点の導入、行政への国民参加の確保等の観点から、国の審議会等における女性の委員割合をさらに向上させることが必要。

(2) 目標値等

① 審議会等委員

- 平成32年(西暦2020)年までに、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努める。
- 当面の目標として、平成22(西暦2010)年度末までに、女性委員の割合が少なくとも33.3%となるよう努める。

(参考) 平成17年9月末現在 30.9%

② 臨時委員、特別委員及び専門委員

- 現在、数値目標を設定していない臨時委員、特別委員及び専門委員についても、国の政策・方針決定過程に参画していることから、目標値を設定する。
- 平成32年(西暦2020)年までのできるだけ早い時期に、女性委員の割合が少なくとも30%となるよう努める。
- 当面の目標として、平成22(西暦2010)年度末までに、女性委員の割合が20%となるよう努める。

(参考) 平成17年9月末現在 12.9%

③ 人材の育成・発掘のための取組

- 女性の参画が少ない分野の人材育成に積極的に取り組む。
- 公募等を活用し、幅広い人材登用に努める。

2 これまでの経緯

- 10月21日 基本問題専門調査会(自由討議)
- 2月 1日 基本問題専門調査会(自由討議)
- 3月 8日 男女共同参画会議(検討状況について報告)
- 3月16日 基本問題専門調査会(専門調査会報告について討議・会長一任)
- 3月24日 基本問題専門調査会報告公表
- 4月 4日 男女共同参画推進本部決定(持ち回り開催)
(専門調査会報告を基に、政府として決定)
閣議において猪口大臣から発言